

JIS

培地の試験方法—サルモネラ属菌用培地— サルモネラ属菌の検出

JIS K 3705 : 2008

(JBA/JSA)

平成 20 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宮 入 裕 夫	東京電機大学
(委員)	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	奥 山 通 夫	社団法人日本ゴム協会
	笠 野 英 秋	拓殖大学
	加 茂 徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	田 中 誠	財団法人鉄道総合技術研究所
	高 野 忠 夫	財団法人化学技術戦略推進機構
	高 橋 信 弘	東京農工大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	林 田 昭 司	社団法人日本化学工業協会
	堀 友 繁	財団法人バイオインダストリー協会
	中 田 亜洲生	昭和シェル石油株式会社
	村 重 正 行	日本プラスチック工業連盟
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.3.20

官 報 公 示：平成 20.3.21

原 案 作 成 者：財団法人バイオインダストリー協会

(〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-26-9 グランデビルディング TEL 03-5541-2731)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人バイオインダストリー協会(JBA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	2
4. 一般原則	2
4.1 サルモネラ属菌の検出	2
4.2 非選択培地による前増菌処理	2
4.3 液体選択培地による増菌処理	2
4.4 平板培養及び同定	2
4.5 同定の確認	2
5. 培地, 試薬及び血清	2
5.1 一般事項	2
5.2 培地及び試薬	2
5.3 血清	3
6. 装置及びガラス器具	3
6.1 乾熱滅菌器又は蒸気滅菌器	3
6.2 乾燥キャビネット又は乾燥器	3
6.3 細菌培養器	3
6.4 ウォーターバス	3
6.5 ウォーターバス	3
6.6 ウォーターバス	3
6.7 滅菌白金線	3
6.8 滅菌白金耳	3
6.9 滅菌ピペット	3
6.10 pH メータ	3
6.11 試験管又はフラスコ	3
6.12 目盛り付きピペット (メスピペット) 又は自動ピペット	3
6.13 シャーレ	3
7. サンプリング方法	3
8. 試料の調製	4
9. 手順	4
9.1 試料及び試料懸濁液	4
9.2 非選択前増菌	4
9.3 選択増菌	4
9.4 平板培養及び同定	4

	ページ
9.5 確認.....	5
10. 試験結果の表現.....	8
11. 試験報告書.....	8
12. 精度管理.....	8
附属書 A (規定) 手順の概略図.....	9
附属書 B (規定) 培地・試薬の組成及び調製.....	10
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表.....	21
解 説.....	24

白 紙

培地の試験方法—サルモネラ属菌用培地— サルモネラ属菌の検出

Test methods for culture media—Culture medium for *Salmonella* spp.— Detection of *Salmonella* spp.

序文 この規格は、2002年に第4版として発行された ISO 6579, Microbiology of food and animal feeding stuffs—Horizontal method for the detection of *Salmonella* spp. 及び TECHNICAL CORRIGENDUM 1(2004)を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、正誤表(TECHNICAL CORRIGENDUM)については、編集し、一体化した。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書1(参考)**に示す。

1. 適用範囲 この規格は、サルモネラ属菌 (*Salmonella* spp.) 用培地を用いて、チフス菌 (*Salmonella Typhimurium*) 及びパラチフス菌 (*Salmonella Paratyphimurium*) を含むサルモネラ属菌を検出する方法について規定する。

この規格で用いる試料は、食品、動物用飼料及び食品を製造又は取り扱う現場の環境試料とする。

警告 試験担当者の健康を守るため、サルモネラ属菌、特にチフス菌及びパラチフス菌の検出試験は、適切な設備が整っている検査室で試験方法に熟達した微生物学の専門家の管理下だけで行われること、及び試験を実施する場合は、サルモネラ属菌に感染しないよう留意し、試験に伴って調製されたあらゆる培養物の廃棄には細心の注意を払うことが重要である。この規格の方法では、すべてのチフス菌及びパラチフス菌を回収できない可能性がある。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 6579:2002, Microbiology of food and animal feeding stuffs - Horizontal method for the detection of *Salmonella* spp.及び TECHNICAL CORRIGENDUM 1(2004) (MOD)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS K 3701 培地の試験方法—通則

備考 ISO 7218:1996, Microbiology of food and animal feeding stuffs—General rules for microbiological examinations 及び AMENDMENT 1:2001 からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS K 8008 生化学試薬通則